

防犯カメラ設置、運用について

安全対策部

1. 目的

防犯カメラの設置、運用について指針を定めて防犯対策とする。

2. 審議事項

(1) 基本の考え

- ① 防犯カメラは犯罪に対する抑止力として効果ありと判断できるが、一方個人の行動監視となり得る。
- ② 個人情報保護の観点から町民の意向を確認して、対処すべき事項である。

したがって、積極的に設置、運用を推進するのではなく町民からの要望がなされた時点で、審議して決定する。

(2) 方針

- ① 取手市からの防犯カメラ設置に関する補助金制度を会員に知らせる。
＊周知にとどめて設置要望を求めない。
- ② 町会が申請し一部負担する申請は行わない。
(理由)
 - I. 予算の裏付けがない
 - II. 一部負担の場合、継続的に維持メンテナンスの費用負担及び、データ管理することになり、現状資金、人的工数を確保できない。
- ③ 犯罪発生し町民から市への要望として防犯カメラ設置が出された場合、町会の係わりを議案として審議する。

(3) その他

- ① 防犯カメラの抑止力、利用事例を取手市に確認する。
- ② 安全対策部だよりで情報を提供する。

—以上—